都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）新旧対照表　（抄）

改正案	現行
目次　（現行のとおり） 第一条から第八十三条まで　（現行のとおり） 別表第一から別表第十六まで　（現行のとおり） 別表第十七　小規模燃焼機器の設置（第六十三条関係） <table><tr><th>燃焼機器の種類</th><th>規模</th></tr><tr><td>小型ボイラー類</td><td>（現行のとおり）</td></tr><tr><td>冷暖房、給湯等の用途に用いる次の各号に掲げる機器 一から四まで　（現行のとおり）</td><td></td></tr><tr><td>内燃機関類</td><td>一　燃焼能力が重油に換算した量で一時間当たり五リットル未満 二　発電出力が五キロワット以上（コージェネレーションユニットに限る。）</td></tr><tr><td>冷暖房、給湯等の用途に用いる次の各号に掲げる機器 一　ガスヒートポンプ 二　コージェネレーションユニット（原動機がガス機関であるものに限る。）</td><td></td></tr></table> 備考　（現行のとおり） 付表　（現行のとおり） 別表第十七の二から別表第二十まで　（現行のとおり） 別記第一号様式から第三十九号様式まで　（現行のとおり）	目次　（略） 第一条から第八十三条まで　（略） 別表第一から別表第十六まで　（略） 別表第十七　小規模燃焼機器の設置（第六十三条関係） <table><tr><th>燃焼機器の種類</th><th>規模</th></tr><tr><td>小型ボイラー類</td><td>（略）</td></tr><tr><td>冷暖房、給湯等の用途に用いる次の各号に掲げる機器 一から四まで　（略） 五　その他の燃焼機器</td><td></td></tr><tr><td>内燃機関類</td><td>燃焼能力が重油に換算した量で一時間当たり五リットル未満</td></tr><tr><td>冷暖房、給湯等の用途に用いる次の各号に掲げる機器 一　ガスヒートポンプ 二　その他の燃焼機器</td><td></td></tr></table> 備考　（略） 付表　（略） 別表第十七の二から別表第二十まで　（略） 別記第一号様式から第三十九号様式まで　（略）